旭川医科大学病院診療記録等取扱細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和6年11月13日病院長裁定)

旭川医科大学病院診療記録等取扱細則の一部を改正する細則

旭川医科大学病院診療記録等取扱細則(平成16年12月8日病院長裁定)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

	<u>本上條門力は、東北回力でかり。</u>
改正後	現行
(略)	(略)
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この細則は,旭川医科大学病院診療情報管理規程(平成16年	第1条 この細則は,旭川医科大学病院診療情報管理規程(平成16年
旭医大達第203号。以下「管理規程」という。)第16条の規定に基	旭医大達第203号。以下「管理規程」という。)第15条の規定に基
づき、診療記録等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとす	づき、診療記録等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとす
る。	る。
(診療記録の構成及び順序)	(診療記録の構成及び順序)
第2条 (略)	第2条 (略)
(保存期間経過後の取扱い)	(保存期間経過後の取扱い)
第3条 管理規程第9条に定める保存期間を経過した診療記録等につ	第3条 管理規程第8条に定める保存期間を経過した診療記録等につ
いては中央診療記録室から各診療科に通知の上, 必要なものは各診	いては中央診療記録室から各診療科に通知の上、必要なものは各診
療科で管理する。	療科で管理する。
附 則	
この細則は令和6年11月13日から施行する。	
【改正理由】	
旭川医科大学病院診療情報管理規程が改正されることに伴い,	
所要の改正を行うものである。	